

## 環境関連条例に係る基準及び特定施設の一部改正について(補足説明)

生活環境保全課

1. 市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に関する条例に係る基準の改正(同条例施行規則の改正) 及び
2. 市川市環境保全条例に係る基準の改正(同条例の施行規則の改正)

土壌汚染対策法の特定有害物質は人の健康に係る被害を防止することを目的に、物質と基準が定められています。

平成21年から26年にかけて、公共用水域の水質汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準について、カドミウム、トリクロロエチレンを含む6物質の見直しが行われ、土壌環境基準についても平成25年に環境大臣から中央環境審議会へ6物質の基準見直しの諮問がされました。

今般、中央環境審議会の答申(令和2年1月 第4次答申)をうけて、土壌汚染対策法施行規則中のカドミウム及びトリクロロエチレンに関する土壌環境基準の改正が、令和2年4月2日に公布され、令和3年4月より施行されます。

このため、同法施行規則の土壌環境基準を受けている両条例施行規則を改正するものです。

3. 市川市環境保全条例の水質に係る特定施設の改正(同条例施行規則別表第2の改正)

令和2年4月に道路運送車両法が改正され、保安基準対象装置(自動運行装置)の追加や分解整備の範囲が拡大されました。これに伴い、自動車分解整備事業の名称が自動車特定整備事業に改められたことから、市川市環境保全条例施行規則の特定施設名称を変更するものです。

## 環境関連条例に係る基準及び特定施設の一部改正について

### 1. 市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に係る基準の改正

市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第3条の基準のうち、カドミウムおよびトリクロロエチレンについて下記の通り改める。

別表1

有害物質の種類	現行基準	改正後の基準
カドミウム	検液1ℓにつき0.01ミリグラム以下であること	検液1ℓにつき0.003ミリグラム以下であること
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03ミリグラム以下であること	検液1ℓにつき0.01ミリグラム以下であること

#### 「改正の理由」

市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例における対象物質および基準は、土壌汚染対策法に定める特定有害物質及び基準を適用している。今般、カドミウムおよびトリクロロエチレンについて、令和2年4月2日に土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令が公布され、令和3年4月1日に施行される。

これに伴い、市川市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則を改正するものである。なお施行日は法施行日と合わせ、令和3年4月1日とした。

## 2. 市川市環境保全条例に係る基準の改正

市川市環境保全条例施行規則で定める対象物質のうち、カドミウムおよびトリクロロエチレンについて下記の通り改める。

### ①規則別表第5 土壌の汚染の防止に係る土壌溶出量基準(第32条関係)

有害物質の種類	現行基準	改正後の基準
カドミウム	検液1ℓにつき0.01ミリグラム以下であること	検液1ℓにつき0.003ミリグラム以下であること
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03ミリグラム以下であること	検液1ℓにつき0.01ミリグラム以下であること

### ②規則別表第6 土壌の汚染の防止に係る土壌含有量基準(第32条関係)

有害物質の種類	現行基準	改正後の基準
カドミウム	土壌1kgにつき150ミリグラム以下であること	土壌1kgにつき45ミリグラム以下であること

### ③規則別表第7 土壌の汚染の防止に係る地下水基準(第40条の6関係)

有害物質の種類	現行基準	改正後の基準
カドミウム	検液1ℓにつき0.01ミリグラム以下であること	検液1ℓにつき0.003ミリグラム以下であること
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03ミリグラム以下であること	検液1ℓにつき0.01ミリグラム以下であること

### ④規則別表第7の2 土壌の汚染の防止に係る第2溶出量基準(第40条の8関係)

有害物質の種類	現行基準	改正後の基準
カドミウム	検液1ℓにつき0.3ミリグラム以下であること	検液1ℓにつき0.09ミリグラム以下であること
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.3ミリグラム以下であること	検液1ℓにつき0.1ミリグラム以下であること

#### 「改正の理由」

市川市環境保全条例の土壌汚染防止に関する規制における対象物質及び基準は、土壌汚染対策法に定める特定有害物質及び基準を適用している。今般、カドミウムおよびトリクロロエチレンについて、令和2年4月2日に土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令が公布され、令和3年4月1日に施行される。

これに伴い、市川市環境保全条例施行規則を改正するものである。なお施行日は法施行日と合わせ、令和3年4月1日とした。

### 3. 市川市環境保全条例の水質に係る特定施設の改正

市川市環境保全条例施行規則で定める水質の特定施設のうち、特定施設の種類(3)を下記の通り改める。

別表第2 水質に係る特定施設(第13条関係)

特定施設の種類	現行	改正後
(3)	自動車分解整備事業	自動車特定整備事業

#### 「改正の理由」

道路運送車両法が改正され、自動車分解整備事業に、電子制御装置整備を加えた自動車特定整備事業が同法の認証制度の対象とされた。これに伴い、市川市環境保全条例施行規則を改正するものである。